

一般社団法人日本行動医学会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人日本行動医学会という。
2. この法人の英文名は、Japanese Society of Behavioral Medicine とする。

(主たる事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(支 部)

- 第3条 この法人は、理事会の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第4条 この法人は、行動医学に関する学理及び応用の研究調査並びにそれについての発表、知識の交換、情報の提供等を行い、行動医学に関する研究の進歩、知識の普及を図り、もって我が国における学術の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 行動医学に関する調査及び研究
 - (2) 行動医学に関する学術講演会、討論会及び研究会の開催
 - (3) 会誌、研究報告、研究資料及び図書の刊行
 - (4) 行動医学専門医制度に関する事業
 - (5) 内外の関係団体等との連絡及び提携
 - (6) 国民に対する行動医学に関する情報の提供及び啓発
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人に次の会員を置く。
- (1) 正 会 員 この法人の専門領域を専攻し憲章に賛同する個人
 - (2) 賛助会員 行動医学の発展に貢献する団体
 - (3) 名誉会員 この法人に多大な貢献をした者で、別に定める規則によって理事会が推薦し、評議員会の承認を得た者

(入 会)

- 第7条 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書を理事長に提出し、承認を受けなければ

ならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第8条 この法人の会員は細則に定める会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
3. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て当該会員に除名の決議を行う評議員会前に予め通知すると共に、評議員会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条、10条、第11条によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員及び社員総会

(社員の構成)

第13条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員は、概ね正会員の5人の中から1人の割合をもって選出される評議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

2. 評議員を選出するため、正会員による評議員選挙を行う。評議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3. 評議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の評議員選挙に立候補することができる。

4. 第2項の評議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく評議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、評議員を選出することはできない。

5. 第2項の評議員選挙は、2年に1回実施することとし、評議員の任期は、選任後最初に開催される定時評議員会の翌日から、2年後の定時評議員会までとする。ただし、評議員が評議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない（当該評議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）

6. 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選挙することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

7. 補欠の評議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

8. 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の評議員選挙終了の時までとする。

9. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(4) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(5) 法人法第57条第4項の権利（評議員会の議事録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

10. 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、その責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することはできない。

（評議員の解任）

第14条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員の3分の2以上の決議により、当該評議員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2. 前項の規定により解任する場合は、当該評議員にあらかじめ通知すると共に、解任の決議を行う前に、弁明の機会を与えなければならない。

(評議員の職務)

第15条 評議員は評議員会を組織し、この定款に定める職務を行う。

2. 評議員会をもって、法人法上の社員総会とする。

(評議員会)

第16条 評議員会は評議員をもって構成する

2. 評議員会には、評議員を除く正会員、賛助会員、名誉会員も出席して意見を述べることはできるが、決議に加わることはできない。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(評議員会の開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、毎年年次総会に併せて開催する。

3. 臨時評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 評議員総数の5分の1以上から会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(評議員会の招集)

第19条 評議員会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号の規定により請求があった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時評議員会が招集されない時は、招集の請求をした評議員は裁判所の許可を得て臨時評議員会を招集することができる。

3. 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに、全評議員に通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第20条 評議員会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(評議員会の議決権)

第21条 評議員の議決権は一人1個とする。

(評議員会の決議)

第22条 評議員会の決議は、過半数の評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の

3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の代理行使)

第23条 評議員会に出席できない評議員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の評議員を代理人として議決権を行使させることができる。

2. 前項の場合における前条の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第24条 理事又は評議員が、評議員会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員の内2名が、前項の議事録に署名する。

第5章 役員

(役員)

第27条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上25名以内
- (2) 監事2名以内

2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。

3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、別に定める規則によって選出し、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
3. 理事及び監事は、兼務することができない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長によって指名された順序に従って副理事長がその業務執行にかかる職務を代行する。

4. 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5. 理事会は、この法人の評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

(役員解任)

第 32 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総評議員の 3 分の 2 以上の決議により、これを解任することができる。ただし、この場合には、その役員に対し、あらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う前に、本人が希望すれば弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することが出来る。

(役員責任免除)

第 34 条 この法人は、法人法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 35 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選任及び解任

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長によって指名された順序に従って理事が理事会を招集する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議を経て確実な方法により、

理事長が保管する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第46条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会、評議員会の決議を経て、承認を得なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第49条 この法人は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第50条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法

人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告方法は、電子公告とする。

第10章 附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和7年6月30日までとする。

2 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

中尾 睦宏

中田 光紀

3 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所を次のとおりとする。
東京都新宿区若葉二丁目5番16号向井ビル3階

4 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 井澤 修平
設立時理事 市倉 加奈子 (佐藤 加奈子)
設立時理事 井上 彰臣
設立時理事 井上 茂
設立時理事 大塚 泰正
設立時理事 大矢 幸弘
設立時理事 小田原 幸 (坪井 幸)
設立時理事 川上 憲人
設立時理事 熊野 宏昭
設立時理事 鈴木 伸一
設立時理事 堤 明純
設立時理事 津野 香奈美 (杉谷 香奈美)
設立時理事 中尾 睦宏
設立時理事 中田 光紀
設立時理事 錦谷 まりこ (内田 まりこ)
設立時理事 西 大輔
設立時理事 端詰 勝敬
設立時理事 平井 啓
設立時理事 福土 審
設立時理事 古川 洋和

設立時理事 松岡 美樹子 (加藤 美樹子)
設立時理事 村上 正人
設立時理事 横山 和仁
設立時理事 吉内 一浩
設立時理事 渡辺 和広
設立時監事 谷川 武
設立時代表理事 中尾 睦宏

5 従来の任意団体「日本行動医学会」の会員は、本定款の規定にかかわらず、法人成立の日をもって、この法人の会員となる。会費は、従前の団体に納めた会費をもって充当する。但し、法人成立までにこの法人の会員とならない旨の意思表示をしたものを除く。

6 この定款の施行後最初の評議員は、任意団体「日本行動医学会」の評議員が就任し、第13条の規定にかかわらず、その任期は、令和8年6月30日に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(細 則)

1. この定款の施行についての細則は、理事会、評議員会の決議を経て別に定める。

令和6年4月8日

以上、一般社団法人日本行動医学会の設立のため、設立時社員 中尾睦宏及び中田光紀の定款作成代理人である司法書士法人星野合同事務所（代表社員 星野大記）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

上記設立時社員2名の定款作成代理人
東京都中央区日本橋本石町三丁目3番16号
司法書士法人星野合同事務所
代表社員 星 野 大 記